

知っていますか

「自転車運転者講習制度」とは

平成27年6月1日に施行された改正道路交通法により、自転車に乗車して、信号無視などの危険な行為を、3年以内に2回以上摘発された悪質自転車運転者に対して、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命じられる制度です。

信号無視などの危険な行為をして3年以内に2回以上交通違反や事故で摘発された悪質自転車運転者

公安委員会の命令による自転車運転者講習の受講

- 講習時間 3時間
- 手数料 5,700円

公安委員会による受講命令に従わない

5万円以下の罰金

危険な行為 (14類型)



信号無視



罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

歩行者用道路における車両の義務違反 (徐行違反)



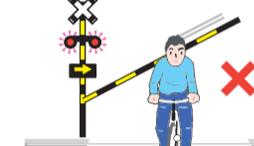
罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

路側帯通行時の歩行者の通行妨害



罰則 2万円以下の罰金または料

遮断踏切立入り



罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

指定場所一時不停止など



罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

制動装置(ブレーキ)不良自転車運転



罰則 5万円以下の罰金

通行禁止違反

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

交差点安全進行義務違反など

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

環状交差点安全進行義務違反など

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

通行区分違反

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

交差点優先車妨害など

罰則 5万円以下の罰金

歩道通行時の通行方法違反

罰則 2万円以下の罰金または料

安全運転義務違反

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

困ります 放置自転車

放置された自転車や原動機付き自転車は、歩行者や車両の通行の妨げとなったり、救急・消防活動に支障を来します。とくに駅周辺では、通勤・通学や買い物などのため、多くの自転車が集中するので「自転車等放置禁止区域」を定めています。

市内では平成26年度、歩行者の通行を妨げるとして、放置された自転車など4,317台を撤去しました。放置自転車などの撤去台



数は平成21年度から減少傾向にありますが、放置自転車の対策には、たくさんの税金を投じています。一人ひとりがルールとマナーを守り、駐輪場など決められた場所に止めましょう。



保護者の皆さんへ 交通事故防止は 家庭の協力から

子どもを交通事故から守るためには、保護者の協力が欠かせません。

子どもの交通事故のほとんどは、通い慣れた道路や通学路、公園などの遊び場付近で発生しています。

保護者が子どもの視点に立って危険を確認し、何が危険なのかを話し合い、正しい交通ルールを教えてあげてください。

交通安全に向けた市の取り組み

市では、交通安全意識の普及・啓発を目的として、各種交通安全対策に取り組んでいます。

平成27年度は、市民スポーツまつりと産業まつりに自転車シミュレーターの体験コーナーを設けたほか、

春と秋の市民交通安全教室や交通安全市民のつどい、交通安全講習会を開催しました。

平成28年度も、これまで以上に、多くのイベントで交通安全の広報活動をしていく予定です。

問合せ 交通対策課

- 交通安全担当..... ☎042(346)9827
- 自転車対策担当..... ☎042(346)9549
- ✉ kotsu-taisaku@city.kodaira.lg.jp